

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

株式会社エルハンド
派 23-301908

2012年10月1日の派遣法改正により、マージン率の公開が義務付けられました。
派遣元事業者（当社）は、労働派遣法第23条第5条に基づき、下記の情報を提供します。

2025年9月度（対象期間：2024年10月1日 ～ 2025年9月30日）						
①	2025年6月1日付け 派遣労働者数	35人（1日平均）				
②	2025年9月度 派遣先事業所数（実数）	15件				
③	2025年9月度 労働者派遣に関する料金の平均額	31,124円（1日8時間当たりの平均）				
④	2025年9月度 派遣労働者の賃金の平均額	15,390円（1日8時間当たりの平均）				
⑤	マージン率	50.50%				
⑥	派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項	訓練種別	対象者	訓練方法	訓練費負担	賃金支給
		ビジネススキル	雇入れ時	OFF-JT	無償	有給
		システム設計開発	派遣中	OFF-JT	無償	有給
		リーダーシップ	派遣中	OFF-JT	無償	有給
		事業運営理論	派遣中	OFF-JT	無償	有給
キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口：管理部門 電話番号：052-261-7771						
⑦	その他	マージン率に含まれる費用 ・ 社会保険料 （厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険） ・ 福利厚生費 （有給休暇、健康診断等） ・ 教育研修費 ・ 会社運営経費 ・ 営業利益				
⑧	派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別	<input type="checkbox"/> 労使協定をしていない <input checked="" type="checkbox"/> 労使協定をしている ・ 協定書の有効期間終期 令和 8年 3月 31日 ・ 協定労働者の範囲 システムエンジニア、プログラマー業務に従事する従業員				

※ マージンは 労働者派遣に関する料金の平均額③－派遣労働者の賃金の平均額④によって求められます。
※ マージン率は マージン÷労働者派遣に関する料金の平均額③によって求められます。